

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、教育分野における測定技術の研究開発を行い、質の高いテスト及びラーニングの機会を提供することで、効果的な教育機会を実現し、個人個人の能力の発展に寄与するという経営理念を基に、企業活動を行い、その活動を通じて培われた技術や知見を活かし、強固な経営体制の構築と新たな事業創出を目指しております。

そのため、当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則2-2】

現状、取締役会において、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的なレビューは実施しておりませんが、今後の実施に向け具体的な方法や内容について検討してまいります。

#### 【補充原則2-4】

当社グループは、性別や国籍等の個人属性に関係なく採用し、人材活用することを基本方針としております。今後も、性別・出身によらない人材登用を進め、より一層の多様化を推し進める方針であるため特段の目標設定は不要であると考えております。

さらに、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針として、働き方の多様性に関する取り組みを検討しております。

#### 【補充原則3-1】

現状、自社のサステナビリティについての取り組みや人的資本や知的財産への投資等を開示しておりませんが、人的資本や知的財産への投資等については現状の取り組みを踏まえ、気候変動については気候変動が当社グループの事業活動や経営戦略にもたらす影響を今後分析のうえ、開示に向けて検討し、準備を進めてまいります。

#### 【補充原則4-2】

当社グループでは、AI関連事業、テストセンター事業、教育プラットフォーム事業を重要視し、人的・財務的資源を重点的に投入しております。

サステナビリティの担当を選定し、今後はサステナビリティの基本方針の策定・課題の整理・監督を行ってまいります。取り組み状況については、ホームページやIR資料等で公開してまいります。

#### 【補充原則4-8】

当社は、筆頭独立社外取締役を選任しておりませんが、現状でも経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携はとれると考えております。また、必要に応じて経営陣や監査等委員会との意見交換の場を設けるなど、連携を図ってまいります。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社は取締役会がジェンダーや国際性の面を含む多様性に対応すべく、検討中であります。なお、当社取締役会7名のうち3名は女性であります。

また、監査等委員には財務・会計・法務に関する知見を有する者を選任しており、うち1名は弁護士、1名は公認会計士であります。

#### 【補充原則4-11】

取締役会は、当社の定款により取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名、監査等委員である取締役5名以内と定められており、現在は、法定の要件を備え、人格、識見とも優れ、当社の各業務に精通し、その職責を全うできる豊富な経験、専門知識等を有する業務執行取締役4名と監査等委員である社外取締役3名の計7名で取締役会を構成しております。なお、監査等委員である社外取締役の3名のうち2名は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を充たし、豊富な経験と高い見識を有する独立社外取締役であります。

取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1(4)】に記載のとおりであります。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現状、経営戦略や経営計画の具体的な定義や方針について未策定ですが、今後、取締役会において検討してまいります。

#### 【補充原則5-2】

現状、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況については開示しておりませんが、今後開示を検討しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しておりません。

#### 【原則1-7 関連当事者の取引】

当社グループは、関連当事者取引について、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。

また、当社グループは、「関連当事者取引管理規程」に基づき、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引の適正性を確保するために、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、「職務権限規程」等に則り判断を受けつつ、取締役会の承認を得ることとしております。

継続的な取引については、定期的な確認、取締役会への報告・確認や監査等委員会監査など、継続的な取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性の確認を行っております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を採用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画を当社ホームページ(<https://www.edulab-inc.com/ir/material/index.html>)で公表しております。また、株主総会、投資家説明会を含むIR活動その他適時適切な場面において発表や説明を行っております。

##### (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。また、当社のホームページに掲載し、公表しております。( <https://www.edulab-inc.com/ir/governance/index.html> )

##### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

なお、執行役員報酬については、取締役会が個別報酬額を決定しております。

##### (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任に当たっては、当社グループの存在意義を理解し、人格、見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有し、取締役会の議論の質の向上や新たな論点の提示に貢献できること等を前提に、取締役選定基準に照らして相応しいかどうかを社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において慎重に審議を行った上で、株主総会に付議することを決定します。

また、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の解任については、株主総会の決議を行うものとします。なお、不正あるいは背任に疑わしい行為があった場合、または適格性のない場合は、指名・報酬委員会への諮問を経た上で、取締役会で辞任勧告を行うものとします。

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補の指名については、事前に取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補に関して、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において審議し、その助言・提言を踏まえて、取締役会が下記イ.~ニ.を総合的に判断して決定します。

##### イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補(社内)の指名について

当社グループを巡る業界動向・関連諸規制・当社グループのビジネスモデル、各々の専門分野における豊富な経験・知識を有し研鑽を積んでいること、全社的視点の下、効果的な戦略遂行能力・組織運営能力、適切な判断力をもって、活力ある形で経営・事業を牽引・統制できること、基本の徹底と変化への対応を自ら実践し、社員の目標となる資質を有すること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っております。

##### ロ. 監査等委員である取締役候補(社内)の指名について

当社グループの組織、事業、業務プロセスに精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、客観的な経営の監督や実効性の高い監査ができること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っております。

##### ハ. 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名について

企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断及び当社グループの持続的な成長に対する助言や支援ができること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っております。

##### ニ. 社外取締役候補の指名について

公正不偏の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること、企業経営や専門分野における豊富な経験に基づいて、中立的・客観的な視点から経営の監督や監査ができること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っております。

執行役員の選任については、取締役と同様の法定の要件を備え、人格並びに識見とともに優れ、その職責を全うできる豊富な経験、専門知識等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

執行役員の解任については、不正、不当あるいは背任を疑われる行為があったとき、その他執行役員として相応しくない場合、取締役会に解任議案を提出し、取締役会で決議を行うものとします。

##### (5) 経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補における個々の選任及び指名の理由については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

#### 【補充原則4-1】

当社は、法令または定款に規定するもののほか、「取締役会規程」において付議すべき事項を定めております。その他については、「職務権限規程」ならびに「職務権限基準表」を定め、取締役会、代表取締役、専任取締役等の意思決定機関及び意思決定権者が有する権限の範囲について明確に定めております。なお、執行役員制度を導入し、業務執行の責任分担の明確化を図っております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、会社法の定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役の候補者ごとに、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であるかを審査検討することでその候補者を決定しております。候補者とした理由は、株主総会招集通知及び本報告書の後記の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」にて開示しております。

#### 【補充原則4-11】

当社は、常勤の取締役及び監査役が他社役員を兼任する場合には、取締役会の承認を得ることとしております。また、定期的に社外役員を含む全役員の兼任状況について確認しており、当社での職務に影響のない合理的な範囲であることを確認するとともに、兼任状況に異動がある場合は事前に連絡を受けることとしております。

なお、取締役及び監査役の兼任状況については、有価証券報告書、事業報告及び株主総会参考書類等において毎年開示しております。

#### 【補充原則4-11】

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しており

ます。

自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら、以下の方法で行いました。

2022年10月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、2022年11月の定時取締役会において、報告を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。アンケートの回答からは、十分統制が効いている、議論は活性化している等、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。

一方で、取締役会での決議事項がやや多岐に渡りすぎており、限られた時間で議論も拡散することもある等の意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)がその役割や責務を果たすため、会社の費用負担により、外部セミナーや勉強会等への参加を推奨し、継続的に必要な知識を取得できる機会を提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、財務企画本部担当取締役をIR・情報開示の最高責任者とし、広報・IR部をIR活動担当部署としております。当社ホームページにおいては、決算情報、適時開示情報などを開示するとともに、投資家からの電話・メールでのご質問等に対しては、インサイダー情報に言及しないよう情報管理に留意しつつ、適宜対応しております。それらで得られる株主の反応は、適宜、取締役会に報告しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ZE1	3,008,200	29.89
株式会社旺文社	527,825	5.24
高村 淳一	484,800	4.82
松田 浩史	482,600	4.80
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	349,400	3.47
古屋 雅章	314,600	3.13
株式会社増進会ホールディングス	311,200	3.09
関 伸彦	293,600	2.92
株式会社旺文社キャピタル	268,400	2.67
林 規生	238,300	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社及び株式会社増進会ホールディングス(以下「増進会ホールディングス」といいます。)は、増進会ホールディングスが本株式譲渡により増進会ホールディングスの子会社である株式会社ZE1を通じて当社株式を取得することを通じて資本関係を強化し、かかる関係を前提として、当社のガバナンスの強化に向けて互いに協力するとともに、テスト分析・コンサルティング事業、テスト等ライセンス事業(CASEC等)、AI事業及びプラットフォーム事業における業務提携を実施することにより、両当事者の企業価値向上及び株主価値向上を図ることを目的として、2022年7月29日に、増進会ホールディングスとの間で、資本業務提携契約を締結しております。

人的な関係については、増進会ホールディングスの指名するものとして、当社の監査等委員でない取締役2名及び監査等委員である取締役(独立社外取締役)1名、並びに増進会ホールディングス及び当社の合意により指名するものとして、監査等委員である取締役(社外取締役)1名が就任しており、また、当社の指名報酬委員会の委員3名のうち1名は増進会ホールディングスが指名する監査等委員である取締役であります。増進会ホールディングスが指名する取締役候補者の当社取締役選任基準への適合性、当社の事業活動及び経営判断においては、当社は独自に意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

その後、資本業務提携契約について、当社の企業価値向上及びガバナンス体制の強化を目的として継続的に協議を行い、業務提携面については強固な協業体制が確立しているとの認識のもと、人的な関係に関しては、増進会ホールディングスが指名する取締役について、その独立性の確保について明確化を行いました。すなわち、資本業務提携契約に定める役員指名権について、増進会ホールディングスが指名する者は現在及び過去において増進会ホールディングスグループの役員でない等、増進会ホールディングスグループと利害関係がなく独立性が確保された者とする、また、特設注意市場銘柄指定が解除され、ガバナンス体制の強化及び企業価値向上について持続的に実現できていると判断される場合には取締役指名権の行使をしないこととする内容変更・文言追加に両社で合意し、2023年5月に覚書を締結しております。

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
泉谷 智	他の会社の出身者											
清水 恵	弁護士											
小柴(現姓 大鐔)美樹	公認会計士											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉谷 智				同氏は、金融業界を始めとした様々な業界において長年内部監査業務に携わっており、加えて国内外での法務・コンプライアンス業務の推進に関する豊富な経験を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 同氏本人及び近親者は、当社や子会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当はないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員として指定しております。
清水 恵			同氏がパートナー弁護士として勤めている西村あさひ法律事務所は、当社と取引があり、案件別に弁護士費用を支払っております。	同氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験を有し、専門知識と企業法務に関する高度な知見を持っていること、加えて2015年12月の当社社外監査役就任以降、法律の専門家として当社取締役の職務執行の適法性監査及び取締役会の監督機能向上に寄与してきたことから、当社の監査等委員である社外取締役としては適任であると判断し、選任しております。
小柴(現姓 大鐔)美樹			同氏が2017年まで勤務していた有限責任あずさ監査法人及び2018年まで勤務していた株式会社軽子坂パートナーズは当社と取引があり、顧問料を支払っております。	同氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人に勤務し監査業務に携わった経験を有しており、この経験と専門的な知見に基づき、2018年12月の当社社外監査役就任以降、当社取締役の職務執行の適法性監査及び取締役会の監督機能向上に寄与するとともに、不適切な会計処理の事実が明らかになった後は当社の会計処理及び手続き等に関し有益な助言を実施してきたことから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 有限責任あずさ監査法人及び株式会社軽子坂パートナーズを退職後一定期間経過していること、また、小柴公認会計士事務所並びに同氏本人及び近親者は、当社や子会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当はないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役



監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することとしており、また、監査等委員会は、その職務の必要に応じて、総務人事部門及び内部監査部門に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができることとしております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、これらの監査職務の補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務の補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないこととしております。

また、上記監査職務の補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査等委員に相談することを要することとしております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、四半期に1回以上の頻度で会計監査人より監査体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについて報告を受け、情報及び意見の交換を行います。

また、常勤監査等委員は、四半期に1回の頻度で会計監査人及び内部監査室長を招聘して三様監査ミーティングを開催しており、会計監査人、内部監査室長より、それぞれの監査計画と職務の執行状況並びに相互に情報及び意見の交換を実施し、必要な場合にはその内容を監査等委員会に報告することとしております。

さらに、常勤監査等委員は、毎月1回定期的に内部監査室長及びグループ子会社監査役と意見交換会を設け、監査計画、グループ子会社の職務執行状況並びにその監査結果などについて報告を受け、情報及び意見の交換を行っており、必要な場合にはその内容を監査等委員会に報告することとしております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

#### 補足説明

任意の委員会として、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担う指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する取締役で構成され、その過半数を社外取締役にするとともに、委員長を独立社外取締役である委員から選定することで、その独立性・客観性・公平性を確保します。現在の構成は、独立社外取締役2名及び代表取締役社長の計3名です。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役候補者の指名を行うに当たっての方針、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会議案の原案、役付取締役の選定及び解職に関する取締役会議案の原案、執行役員を選任及び解任に関する取締役会議案の原案、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する株主総会議案の原案、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容、取締役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人としての報酬等の内容、その他取締役会が必要と認めて諮問した事項に関する審議を行い、その結果を取締役に答申します。取締役会は、その審議内容を踏まえたうえで当該指名・報酬について議論を行い、決定します。

2022年9月期においては、2022年1月の指名・報酬委員会設置以降、指名・報酬委員会は4回開催され、欠席した委員はありませんでした。また、2023年9月期においては、これまでに指名・報酬委員会を5回開催しており、欠席した委員はありません。

### 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2020年12月23日開催の第6期定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、監査等委員会設置会社移行後においてもこのような考え方は変わらないものの、その報酬水準等については検討を続けており、今後開催する株主総会において改めて報酬枠を決議の上、付与することを予定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

### 該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上への意欲や士気を高めるため、主に当社及び当社の関係会社の役職員へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

なお、当社の監査等委員である取締役に対しては付与しておりません。また、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会決議に基づき、当社は監査等委員会設置会社に移行しておりますが、移行前に当社監査役に対して付与したストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。 )及び社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1. 基本方針

当社は、取締役報酬について、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会が決定しております。社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役(以下、「業務執行取締役」という。)の報酬については、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、中長期的な業績及びコーポレート・ガバナンスへの取り組みを反映し、固定報酬としての基本報酬に加えて、株主利益に連動する株式報酬から構成される報酬体系としておりますが、監査等委員会設置会社移行後における株式報酬の水準等については検討を続けており、今後開催する株主総会において改めて報酬枠を決議の上、付与することを予定しております。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、その監督機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬としての金銭報酬のみとしております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な水準となるように決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査・監督機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬としての金銭報酬のみとしております。監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。)の基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、取締役の担う役割や管掌、専門スキル(スキルマトリクスとの整合性)、過去の実績等の要素を総合的に考慮し、指名・報酬委員会での諮問を経て報酬の客観性、透明性を図るものとします。
3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
非金銭報酬等は、2020年12月23日開催の第6期定時株主総会の決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。本制度は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。監査等委員会設置会社移行後においてもこのような考え方は変わらないものの、その報酬水準等については検討を続けており、今後開催する株主総会において改めて報酬枠を決議の上、付与することを予定しております。
4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、経営環境の変化、各種の外部データ、経営内容等を勘案した上で、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることができ、かつ、優秀な人材の確保が可能となる水準で決定しております。5の委任を受けた代表取締役社長は、上記の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を決定しております。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針  
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の内容の決定に関する方針  
個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、株式報酬の額及び種類別の報酬割合の決定をすることとしております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、上記1乃至4の方針に従い、役員の役割及び職責に相応しい水準並びに客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、各取締役の評価に基づき個人別の報酬額を決定しております。  
監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針  
監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、総務人事本部が行っております。  
取締役会の資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行うよう努めております。また、社外取締役に対しては、重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査等委員に対しては、重要会議の議事、結果を報告するとともに、常勤監査等委員より監査等委員会監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a. 取締役会  
当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役4名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役3名で構成され、代表取締役廣實学が議長を務めております。構成員の氏名については、(2) 役員一覧にて記載しております。取締役会は、原則月1回以上の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。
- b. 監査等委員会  
当社は、監査等委員会を設置しております。監査等委員会は監査等委員3名(うち社外取締役3名)で構成され、常勤監査等委員泉谷智が議長を務めております。構成員の氏名については、(2) 役員一覧にて記載しております。監査等委員は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。監査等委員会は、毎月1回の定例の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催し、業務・財産の状況等の監査を行うほか、監査計画の策定、監査実施の状況共有、監査結果の検討等を実施しております。  
なお、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。
- c. 内部監査  
内部監査は、代表取締役社長の直轄の組織として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社及びグループ会社の全部署に対して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行全般の有効性等につき、継続的に監査を実施し、法令違反、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、会社財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営の効率化と当社及びグループ会社の健全な発展に資するとともに、内部統制の強化を図るものとしております。監査結果については、取締役会へ適宜報告することとしております。改善のための対策、措置等が必要と判断した場合は、当該部門に対し改善指示の上、改善実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。
- d. 会計監査  
会計監査は、2022年4月20日付けにて、監査法人アリアを一時会計監査人として選任し、監査契約を締結し法令に基づく会計監査を受けております。また、2020年12月22日開催の第8期定時株主総会にて、監査法人アリアを会計監査人として選任し、引き続き、法令に基づく会計監査を受けております。
- e. 経営会議  
経営会議は、当社社内取締役、常勤監査等委員、財務企画本部長、経理本部長、総務人事本部長、内部監査室長、内部統制推進室長、経営戦略室長、株式会社教育測定研究所全取締役、監査役、全本部長、全事業部長、株式会社教育デジタルソリューションズ全取締役、監査役及び当社社長が指名する者で構成され、代表取締役廣實学が議長を務め、毎週1回開催しております。経営会議は、経営全般に係る討議や取締役会への付議事項についての事前討議等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
- f. リスク委員会  
リスク委員会は、「リスク管理規程」に基づき構成しており、当社の全常勤取締役、常勤監査等委員及び内部監査室長で構成され、代表取締役廣實学が委員長を務め、四半期に1回以上開催し、事業を取り巻く様々なリスクへの状況や各部門の対応状況の確認を行っております。
- g. コンプライアンス委員会  
コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき構成しており、当社の全常勤取締役、常勤監査等委員及び内部監査室長で構成さ



れ、代表取締役廣實学が委員長を務め、四半期に1回以上開催し、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

#### h. 内部統制推進室

コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取り組むための組織として、2022年4月に内部統制推進室を設置しました。内部統制推進室は、社長直轄組織としてグループ全体の内部統制システムの整備、コンプライアンス活動・リスク管理等の推進を実施しております。具体的には、子会社を含めた財務報告の信頼性を担保すべく、適切な統制環境から業務の統制活動までを文書化し、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析に関して現業部門への支援を行っております。また、内部監査室との連携により、整備状況と運用実態の相違を検出・対応することで、期末における内部統制の有効性を確認する体制を促進します。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に図るため、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、取締役会(うち、社外取締役3名)、監査等委員会(うち、社外取締役3名)、会計監査人を設置することにより、経営監督機能を強化しております。

なお、監査等委員は公認会計士や弁護士などの専門的な見識と幅広い経験を有しており、取締役の職務執行について厳正な監査を実施しています。

現行の体制は、経営への監督・監視機能が十分に働き、経営の健全性の確保が図れていると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限より早い発送に努めるとともに、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月決算のため、定時株主総会の開催の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう一般的な年末の行事との重複を避け、早期の開催を予定しております。また、開催場所については、駅の近くなどアクセスの便を考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2021年12月から、株式会社ICJの議決権行使プラットフォームに参加しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に設置したIRサイト上に、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な個人投資家向け説明会の開催や、ホームページ上での情報開示を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回のアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的に開催することを予定しておりませんが、今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報などをTDnetにて開示するとともに、当社ホームページ内に設置したIRサイト上に、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務企画部門担当取締役または執行役員をIR・情報開示の最高責任者とし、財務企画本部をIR活動担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」を定めるとともに、当社グループ全社員に周知徹底することにより、すべてのステークホルダーから信頼を得るように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。 当社グループは、適時開示体制を整備するとともに、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」という。）に基づいた情報をTDnet及び当社ホームページ内のIRサイトに速やかに開示してまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。
その他	当社グループは、性別や国籍等の個人属性に関係なく採用し、人材活用することを基本方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社では、会社法第399条の13第2項及び会社法施行規則第110条の4に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制の整備を基本方針として、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、2022年12月開催の取締役会において承認決議をしております。その概要は下記のとおりであります。

#### a. 業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下の通りです。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）が法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業倫理規程」を制定し、全社に周知徹底する。

(イ) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会及びリスク委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(ウ) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(エ) 当社は、内部通報制度を設け、当社の従業員または外部弁護士が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(オ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。

(イ) 取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(イ) リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

(イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(ウ) 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

・当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、財務経理部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(イ) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(ウ) 財務企画担当部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。

(エ) 当社の「企業倫理規程」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。

・当社の監査等委員会のその職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の当社の他の取締役からの独立性

並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する従業員は専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助する。

(イ) 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、総務人事本部及び内部監査部門に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。

(ウ) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をする。

(エ) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査等委員に相談することとする。

(オ) 当社の取締役は、上記(ア)ないし(エ)の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することとする。

・当社及び当社子会社の取締役等及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいはその指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

経営会議で審議された重要な事項

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査に関する重要な事項

重大な法令・定款違反に関する事項

その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(イ) 当社グループ各社の取締役及び従業員は、上記(ア)の 、 及び に関する重要な事実を発見した場合は、上記 (エ)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。

(ウ) 上記(イ)に基づき報告を行った取締役等及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

・当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(ア) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(イ) 監査等委員が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

(イ) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ) 監査等委員会は、監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(エ) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(イ) 内部統制の体制は、最高責任者を代表取締役社長、統括責任者を内部統制推進室長、部門ごとの部門責任者を「内部統制規程」に定めている。

(ウ) 内部統制の構築・更新及び評価の実施にあたっては、基本方針並びに基本計画を策定し、内部監査室はこれに則って内部統制評価を行う。

(エ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

(オ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(カ) 内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制について評価を行い、是正や改善の必要があるときには、その所管部門は、速やかにその対策を講ずる。

xi. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(ア) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。

(イ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力排除宣言」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たずまた不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

当社グループの反社会的勢力排除に向けた具体的な整備状況は下記のとおりであります。

a. 社内規程の整備状況

当社グループは、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しています。

b. 責任者及び対応統括部署

当社グループは、反社会的勢力への対応の責任者を総務人事部長と定めるとともに、対応窓口を総務人事部としています。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

当社は、ホームページにて「暴力団排除宣言」を掲示・公表するとともに、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために「反社会的勢力排除規程」に基づき、取引等の相手先について事前に反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

また、「公益財団法人暴力追放運動推進センター」への加盟や警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、毅然とした態度で組織的に対応します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

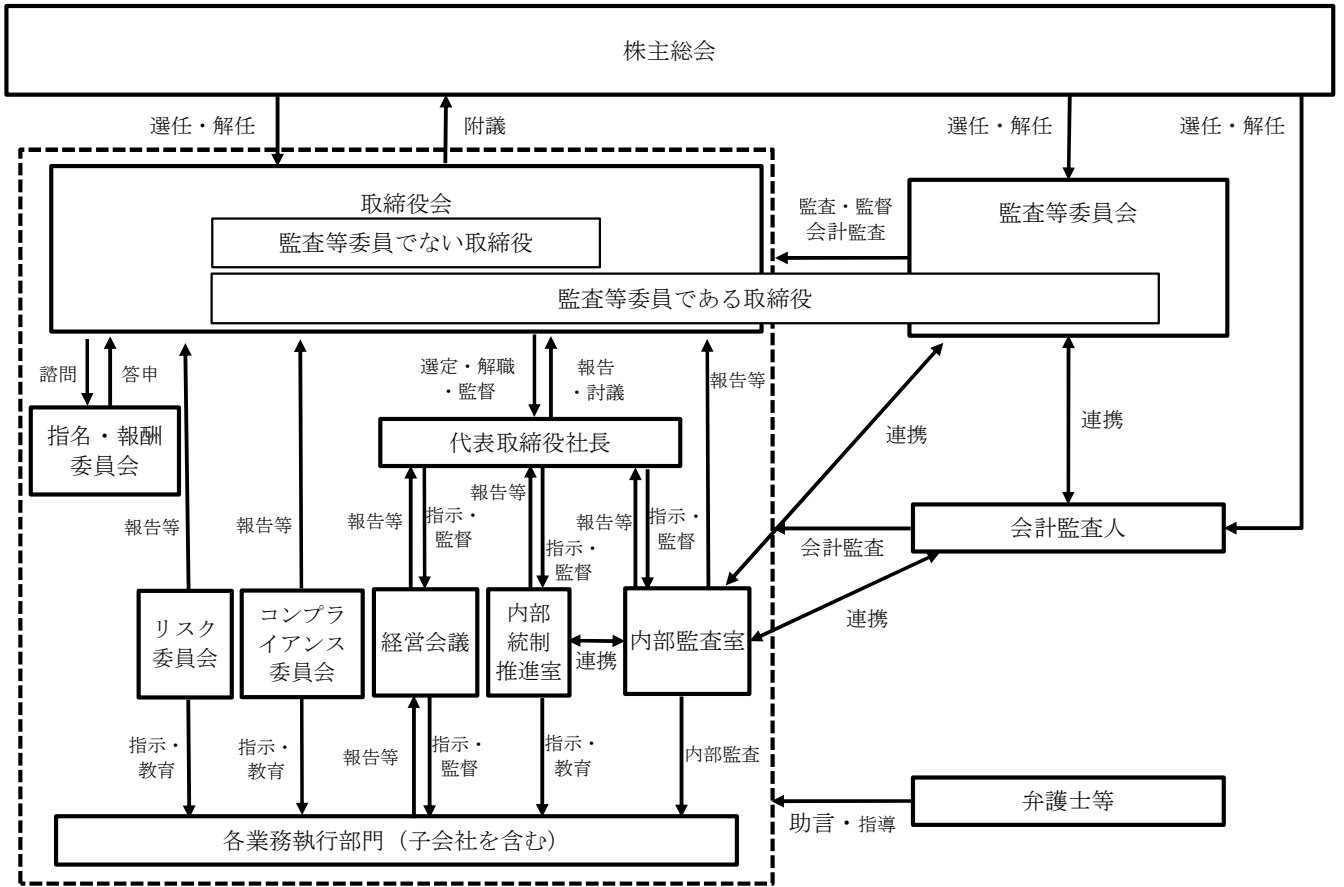
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

該当項目に関する補足説明

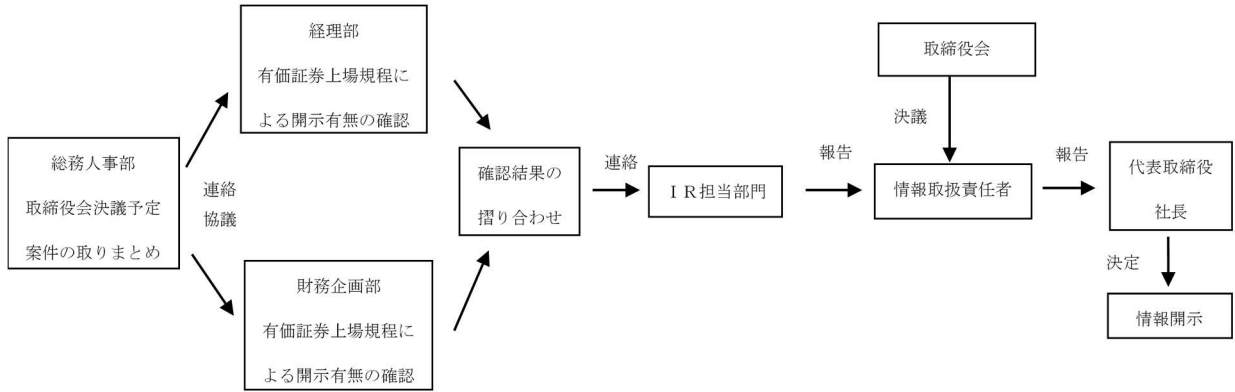
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



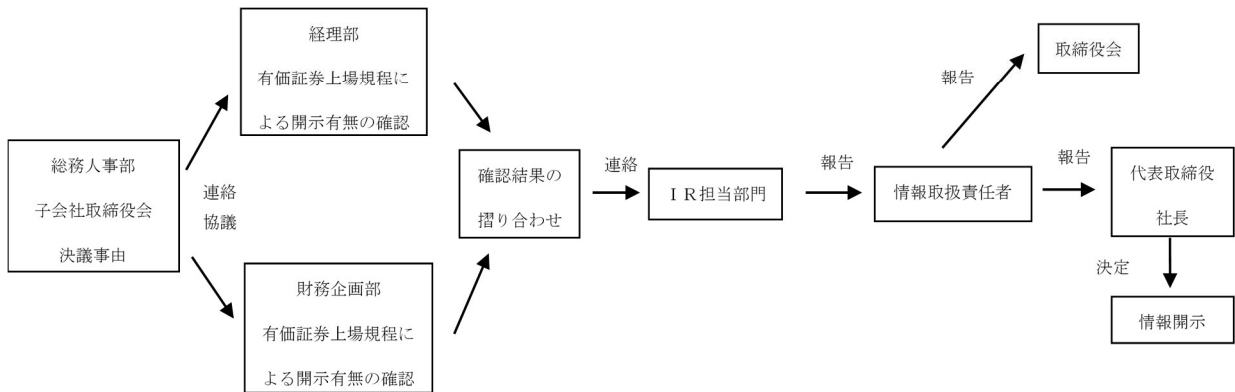


【適時開示体制の概要（模式図）】

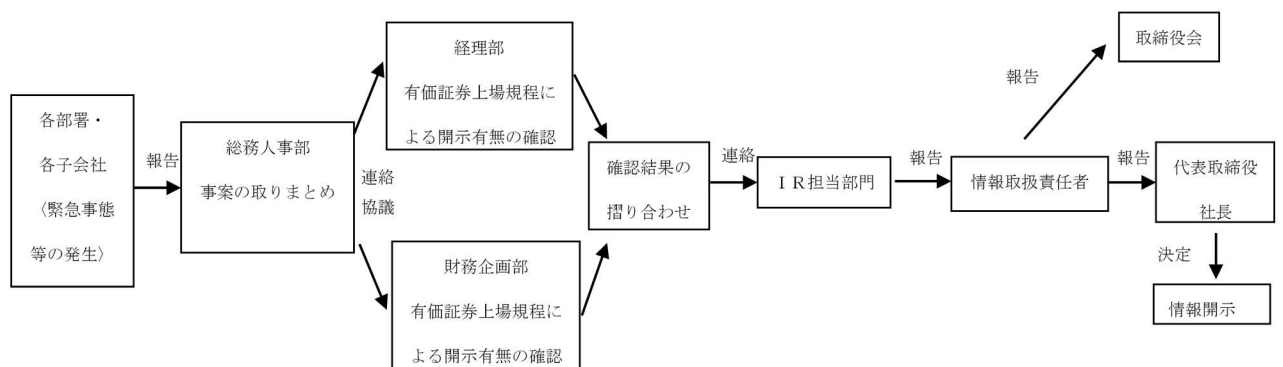
・ 当社に係る決定事実・決算情報等



・ 子会社の決定事実・業績予想の修正等に関する情報



・ 当社グループに係る発生事実に関する情報



適時開示資料を掲載する場合には、情報取扱責任者の指示のもと、IR担当部門が東証の適時情報開示サービス（TDnet）に登録し、当社IRサイトをTDnetを通じて自動更新する。